

## 京都府犯罪被害者等支援条例 最終案(概要)

### ねらい

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営む助けとなるよう、社会全体で犯罪被害者等を支え、ともに寄り添うきめ細やかな支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定する。

### 主な内容

#### 第1章 総則 (基本理念等)

(府民等の責務)

- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、途切れることのない支援を推進する。
- 市町村、府民、事業者、学校等、民間支援団体等と連携協働して、社会全体で犯罪被害者等支援を推進する。
- 府民等は、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分に配慮する。
- 事業者は、犯罪被害を受けたと思われる従業員の就業に関して必要な配慮を行う。
- 学校等は、犯罪被害を受けたと思われる児童生徒等の学校生活等に関して必要な配慮を行う。

#### 第2章 犯罪被害者等 支援に関する 基本的な施策

- 相談及び情報の提供
- 心身に受けた影響からの回復
- 損害賠償請求に関する情報の提供
- 多数の人の生命・身体に甚大な被害を及ぼすような大規模な事案における支援
- 府内に住所を有しない者等への支援
- インターネットを通じて二次被害を受けた者への支援
- 日常生活の支援
- 経済的負担の軽減

#### 第3章 犯罪被害者等支援 に関する推進体制

- 犯罪被害者等支援に対する府民等の理解の増進
- 関係機関が一体となった犯罪被害者等支援を推進するための体制(支援調整会議)の構築
- 犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保

# 京都府犯罪被害者等支援条例の法的意義

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。  
(第1条)

## 法と条例の関係

法に規定されていない事項の付加(社会情勢の変化に対応するための定義の追加)

**法**

**定義(第2条)**

**条例**

犯罪等、犯罪被害者等

犯罪等、犯罪被害者等 (第2条(1)(2))

犯罪被害者等のための施策

犯罪被害者等支援 (第2条(3))

規定なし

社会情勢  
に応じ**追加**

二次被害 (第2条(4))

規定なし

再被害 (第2条(5))

規定なし

※他府県に  
準じ、規定

民間支援団体 (第2条(6))

**二次被害**

犯罪等により被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。(第2条(4))

**再被害**

犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。(第2条(5))

**民間支援団体**

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。(第2条(6))

法の具体化・明確化(二次被害の追加、関係機関の連携及び協働を明記)

**法**

**基本理念(第3条)**

**条例**

犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

(第3条1項)

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

(第3条1項)

犯罪被害者等のための施策は、被害の状況・原因、犯罪被害者等の置かれている状況等に応じた適切な施策を講ぜられるものとする。

(第3条2項)

犯罪被害者等支援は、被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者の置かれている状況等に応じた適切な支援が行われるとともに、

**二次被害**が生じることのないよう十分に配慮して行われなければならない。

(第3条2項)

犯罪被害者等のための施策は、被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう講ぜられるものとする。

(第3条3項)

犯罪被害者等支援は、被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう推進されなければならない。

(第3条3項)

**連携協力**

国、地方公共団体、日本司法支援センター、その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(第7条)

**連携の対象を明確化**

**他府県**

犯罪被害者等支援は、府、**市町村**、国、**府民**、**事業者**、**学校等**、**民間支援団体**その他の関係者が連携し、及び協働して社会全体で推進されなければならない。

(第3条4項)

法に規定されていない事項の付加（責務の対象者を追加）

法

責務（第4～8条）

条例

国の責務

地方公共団体の責務

国との適切な役割分担を踏まえ地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務

国民の責務

- 1 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう配慮
- 2 国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力

規定なし

具体化

府の責務

(第4条)

- 1 市町村等との適切な役割分担を踏まえて犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。
- 2 施策の策定・実施にあたっては、市町村等と連携し、及び協働して取り組む。
- 3 市町村が行う犯罪被害者等支援を促進するため、市町村への技術的な助言その他必要な支援を行う。

府民の責務

(第5条)

- 1 犯罪被害者等支援についての理解を深め、二次被害が生じないよう配慮しなければならない。
- 2 府及び市町村が実施する犯罪被害者等支援の施策に協力するよう努めなければならない。

付加

他府県

事業者の責務

(第6条)

- 事業活動において二次被害を生じさせることのないよう配慮しなければならない。
- 事業者は、従業員が犯罪等により被害を受けたと思われる時は、その就業に関し必要な配慮を行わなければならない。

付加

学校等の責務

(第7条)

- 教育活動等において二次被害を生じさせることのないよう配慮しなければならない。
- 児童生徒等が犯罪等により被害を受けたと思われるときは安心して教育等を受けることができるよう学校生活等に関し、必要な配慮を行わなければならない。

付加

他府県

民間支援団体の責務

(第8条)

- 専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進する。

学校の範囲

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下この項において「学校」という。）及び学校以外の教育施設でその教育課程が学校の教育課程に相当するもの、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。（第3条4項）

犯罪被害者の声（アンケート結果）を踏まえた責務規定

アンケート結果

○被害者の声

◆検討委員会における意見

二次被害を受けたことがあるとの回答は約3割

（関係者である警察、検察、加害者側の弁護士、支援者のほか、職場、地域、家族など身近な人からの言動によるもの、更にインターネットやSNS上での誹謗中傷と多岐にわたっている。）

収入が減り、生活が苦しくなったとの回答が約4割

事件がきっかけで学校又は会社を辞めた、変えたとの回答が約2割

- 事件がきっかけで部署を異動させられた。
- 仕事を続けることができず、いつか生活できなくなるという将来の不安に生きていることがつらく感じる。

社会の注目が集まる事案では、マスコミ等により、望まない実名や写真の公表や手段を選ばない取材により、精神的苦痛を受けたとの声が見られた。

- マスコミも沢山きて、町中の人々が事件のことを知り、家にも住めず、学校にも行かせられないため、退職や引っ越しをしなければならない。

休学・休業せざるを得なかったとの回答が5割強

- ◆ 学校では、人権教育として啓発の取組はなされているが、未成年の性犯罪被害の実情にしっかり向き合い、支援を進めるためにも、学校の責務を設けることは極めて重要。

各手続きについて被害者が理解できるようサポートが必要

なじみのない刑事・民事手続に係る情報提供が必要との回答は4割強

- 既存制度等をコーディネートして支援を進める人材の犯罪被害者支援センターへの配置やこうした人材を育成する制度を設けるべき。

事業者の責務

(第6条)

学校等の責務

(第7条)

民間支援団体の責務

(第8条)

基本的な施策（第11～23条）

法	
相談及び情報の提供等	(第11条)
損害賠償請求についての援助	(第12条)
給付金の支給に係る制度の充実等	(第13条)
保険医療・福祉サービスの提供	(第14条)
安全の確保	(第15条)
居住の安定	(第16条)
雇用の安定	(第17条)
刑事手続への参加の機会拡充の制度整備	(第18条)
保護、捜査、公判等の過程における配慮	(第19条)
国民の理解の増進	(第20条)
調査研究の推進等	(第21条)
民間の団体に対する援助	(第22条)
意見の反映及び透明性の確保	(第23条)

国の役割

国の役割

国の役割

条例	
相談及び情報の提供等	(第10条)
日常生活の支援	(第11条)
心身に受けた影響からの回復	(第12条)
安全の確保	(第13条)
居住の安定	(第14条)
雇用の安定	(第15条)
経済的負担の軽減	(第16条)
保護、刑事手続等の過程における配慮・支援	(第17条)
損害賠償請求に関する情報の提供等	(第18条)
大規模な事案における支援	(第19条)
府内に住所を有しない者等への支援	(第20条)
インターネットを通じて二次被害を受けた者への支援	(第21条)
府民等の理解の増進	(第23条)
民間支援団体等に対する支援	(第22条)

具体化

他府県

具体化

他府県

付加

付加

付加

(第9条第4項) 支援に関する計画  
 犯罪被害者等支援推進計画を定めるに当たっては、犯罪被害者等及び府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

検討委員会における委員からの意見

アンケート結果

◆検討委員会における意見

- ◆ 死傷者多数にわたる重大な事案は、関係機関が協力して支援態勢を整えて速やかに支援を実施することができるよう盛り込むべき。
- ◆ 京都アニメーション事件の時は、警察、犯罪被害者支援センター、弁護士会では全国的なネットワークがあり、それぞれが被害者遺族等の住む地元機関につなげることはできていたが、その情報が横の組織間で共有できていなかったように思う。そうした点においても、組織をまたがって情報共有できる支援調整会議の役割は大きいと思う。

大規模な事案における支援 (第19条)

- ◆ 旅行者等の府内に居住していない者や大学生などが被害を受けた場合の支援など、京都府の地域特性を踏まえた支援を盛り込むべき。
- ◆ 京都は、大学生が多い。大学生が被害にあった場合に、大学にも被害に遭った学生に適切に対応し、支援するという目を持っていたことが大事である。

府内に住所を有しない者等への支援 (第20条)

被害者にも非があるなどの心ない言葉に傷ついたり、インターネットやSNS上ではありもしないことを事実のように書き込まれたりするなど誹謗中傷の声が多かった。

- ◆ インターネットを通じて二次被害を受けた者へ支援については、専門的な機関との連携を含め、相談対応などの支援を進めることを盛り込むべき。

インターネットを通じて二次被害を受けた者への支援 (第21条)

# 支援調整会議（第24条）

（支援調整会議）

第24条 知事は、市町村、警察及び民間支援団体と一体となった犯罪被害者等支援を推進するため、関係市町村その他の関係行政機関及び関係民間支援団体（以下「関係機関等」という。）により構成される犯罪被害者等支援のための調整会議（以下「支援調整会議」という。）を置くものとする。

2 支援調整会議は、犯罪被害者等が必要な支援等を受けることができるようにするために必要な情報の交換を行うとともに、犯罪被害者等支援（第19条第1項に規定する大規模な事案が発生した場合における緊急支援を含む。）の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、犯罪被害者等から府、市町村、警察又は民間支援団体のいずれに支援の求めがあった場合においても、関係機関等が相互に連携を図りながら必要な協議が行われるよう努めるものとする。

## これまでの支援の体制



## 条例制定後の支援の体制

